

ISSN 2186 – 3989

教職員のわいせつ行為のニュース記事の  
テキストマイニングによる分析 (5)

—男性教職員が18歳未満の男子を性的対象としたケース—

後藤 和史

Text mining analysis of news articles on educator sexual misconduct in  
Japan (5): Cases of male educators targeting male children and teenagers

Kazufumi Gotow

北 陸 大 学 紀 要  
第52号(2022年3月)抜刷

# 教職員のわいせつ行為のニュース記事の テキストマイニングによる分析(5)

— 男性教職員が 18 歳未満の男子を性的対象としたケース —

後藤 和史\*

Text mining analysis of news articles on educator sexual misconduct in Japan (5): Cases of male educators targeting male children and teenagers

Kazufumi Gotow\*

*Received December 15, 2021*

*Accepted January 21, 2022*

## Abstract

Educator sexual misconducts are problematic issues also in Japan. To clarify male educators' sexual misconducts to male children and teenagers, text mining was conducted on text data of news articles. Cases of male misconducts to children and teenagers were 110 of 1311 (8.39%). Further analysis found that their misconduct type were mainly invasive sexual contacts to children. Discussing their causes, the author suggested future directions of education for educators and candidates.

Key Words : educator sexual misconduct, text mining, news articles

## 問題と目的

日本では近年、教職員の児童生徒に対するわいせつ行為が問題視されており、多くのニュースが報道されるとともに、文部科学省や教育委員会では対応がされるようになってきている(文部科学省, 2020)。その問題意識を受けて 2021 年 5 月 28 日、教員による児童や生徒へのわいせつ行為をなくすための法律『教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律』(以下、児童生徒性暴力防止法)が可決、成立し、6 月 4 日に公布された。

このように問題意識が高まる中、後藤(2017)は、犯罪・捜査心理学を専門とする Canterらの方法論(いわゆるリバプール方式, Canter & Heritage, 1990 など)を参考に、日本における教職員の児童・生徒に対するわいせつ行為に関するニュース記事を収集し、テキストマイニングを用いて分析した。その結果、教職員の児童・生徒に対するわいせつ行為が 2 軸(関係性の遠近・学年の高低)に布置される 5 態様(①児童買春・②性的交際・③一

---

\*北陸大学国際コミュニケーション学部 Faculty of International Communication, Hokuriku University

方的性的接触・④性的盗撮・⑤性的撮影)に分類されることを見出し、各態様に共通するストーリーを抽出した。そして後藤(2018)は、ケースを追加し、2軸(関係性の遠近・接触距離の遠近)および5態様を再確認するとともに、教職員の年代・時季との関連を検討した。その結果、20代教職員は校外で18歳未満の女子と性的交際関係を持つ傾向があること、50代以降教職員は校内の女子生徒に性的接触をする傾向があることなどを見出した。さらに後藤(2021)ではレアケースである女性教職員によるわいせつ行為を分析し、男子生徒との性的交際を態様にしたわいせつ行為が中心となることを見出した。

このようにニュース記事をベースとしたアプローチは、全国レベルで情報を収集することが可能であり、多くのケースを得ることが可能となる。また、1つのケースでも複数のニュース記事から、逮捕→起訴→裁判→判決・懲戒に至る流れを追跡することが可能であり、得られる情報量が多くなることが利点として挙げられる。さらに、犯罪心理学領域の研究でよくみられる警察内部の捜査情報の分析はデータへのアクセス制限があるために、科学的方法論としての方法・結果の再現性に関する疑問がつきまとうが、オープンデータであるニュース記事の分析による手法は方法の再現性を担保可能であり、結果の再現性を検討することが可能である。

**男性教職員から18歳未満男子へのわいせつ行為** 筆者は一連の研究を通して情報収集を行ってきたが、男性教職員が児童・生徒など18歳未満の男子に対してわいせつ行為を行うというケースが一定数存在していることを目にしてきた。

しかしながら文部科学省(2020)では、被害者の性別は報告されておらず詳細は不明である。一般人の性犯罪に関して、『令和2年犯罪白書』(法務省法務総合研究所, 2020)によると、令和元年の強制性交等の男性被害者の認知件数は50件(性別比率:3.56%)、強制わいせつの男性被害者の認知件数は139件(性別比率:2.84%)と、比率は小さいものの一定数認知されている。また、本研究の対象に近い年代に着目すると、強制性交等の男子被害者の認知件数は13歳未満で23件、13~19歳で19件と、19歳以下で男性被害者全体の84%を占めている。また、強制わいせつでは13歳未満で69件、13~19歳で42件と、全体の79.86%を占めている。このように性犯罪の男性被害者は20歳未満が多数を占めていることが見て取れる。

それと関連して、NHK(2021a, 2021b)は番組『クローズアップ現代+』の特集『あなたはひとりじゃない～性被害に遭った男性たちへ～』(2021年6月24日放送)の一環で、性被害に遭った男性を対象にウェブアンケートを行い、292名からの回答を得た。回答結果から一部抜粋すると、過去に受けた被害として『衣服の上から体を触られた(n=195)』『直接体を触られた(n=142)』など体に触れる被害が多く回答されていた。また、被害に遭ったときの年齢は10代未満が8.6%、10代が52.7%を占めるなど、20歳未満での被害が6割を超えている。一方で、その被害を『どこ(だれ)にも相談しなかった』と回答したのは66.4%(n=194)と半数を超えている。また、臨床心理士・公認心理師の宮崎浩一はコメントとして『臨床心理士など性被害に関わる支援者の間でさえ、男性の性被害について知る機会が少ないのが現実です』と述べている(NHK, 2021b)。

平(2010)は、岩崎(2001)などを紐解きながら男性の性的被害に対して『男性が性的被害に遭うはずがない』、『もし少年が虐待時に性的興奮やオルガスムを体験したならば、それは少年が進んで関係したか、楽しんだことを意味する』といったレイプ神話(大淵・石毛・山入端・井上, 1985)や性犯罪神話(湯川・泊, 1999)とは異なったタイプの神話(ステレオタイプ)があることを紹介し、男性の性被害研究が進んでこなかったことと被害者が支援を求めないことの背景としている。

このように、18歳未満の男子を性的対象とした性犯罪・わいせつ行為の実態を明らかにしたい、とのニーズはあるものの公刊された研究は少ない。その中で後藤(2021)は、女性教職員が18歳未満の男子を性的対象としたケースの分析を行い、男子生徒との性的交際の態様にしたわいせつ行為が中心となることを見出したが、男性教職員によるケースの分析は行われていない。

**本研究の目的** そこで本研究では、ニュース記事のテキストマイニングを通して、男性教職員が児童・生徒など18歳未満の男子を性的ターゲットとしたケースを対象に態様分析を行うとともに、教職員の年代・時季との関連を検討することを目的とした。また、加害者の性別が同じ男性教職員が18歳未満の女子を対象としたケース、ターゲットの性別が同じ女性教職員が18歳未満の男子を対象としたケースを比較対象とした。

本研究が目指す知見が共有可能になることによって、教職員のわいせつ行為を抑止・防止するための教職員研修や教員養成教育の方向性を定めることができることが期待される。また教職員に限らず、男性の男子に対する性加害の基礎的な理解を促すことも期待されるだろう。

## 方法

まず、先行研究(後藤, 2021 など)を参考に、以下の(1)~(7)のプロセスで記事の収集・分析を行ったが、分析過程の中で表記ゆれや地域情報などの問題が発見されて修正や対応をしたり、記事が追加されたりしたため、実際は(1)~(7)の反復を行っている。

(1) **ニュース記事収集** Google News や Yahoo!ニュースなどの総合的ニュースサイトや個々の報道機関のニュースサイト、ニュース記事を引用してまとめて掲載したサイトから教職員の逮捕・懲戒に関する記事を収集した。

記事収集の指針としては、加害者が小学校~高等学校および特別支援学校の教職員で、被害者・対象者が初等・中等教育対象年代の18歳未満の少年少女および18歳でも高校生となったものを収集したが、誤って成人向け動画を流すなど非意図的行為に関する記事および性的・ジェンダー差別的言動のみが問題とされた記事は除外した。

収集された記事に対して、同一ケースによる複数の記事は接続してひとつのケースとしてまとめた。また、教育委員会による懲戒処分発表のように同一記事に複数のケースが記載された記事はそれぞれ別件として扱った。さらに同一人物による行為であっても本質的に別内容となる場合は別件として取り扱った。

また、複数の記事を1つのケース(1段落)にまとめた関係で、テキストマイニングに用いたアプリケーション上の制限(1段落あたり全角4000字)に該当した場合、同じような内容のニュース記事を削除して制限内に収まるようにした。

最終的には2014年1月から2021年10月にかけての記事が収集され、重複等を勘案した1311ケースを事後の分析に供することとした。

(2) **表記ゆれの統一** 収集したテキストデータに対して、同一の語が別の語として取り扱われることがないように、英数字を半角に統一したり、省略語を修正したり(例、「スマホ」→「スマートフォン」)、より慣用的な表現に統一したり(例、「猥褻」→「わいせつ」)するなどの修正を適宜行った。また、明らかな同意語は統一した(例、「わいせつな行為」「わいせつ行為」→「わいせつ行為」に統一、「公立中」「公立中学」「公立中学校」→「公立中学校」に統一、など)。

(3) **語・文の取捨選択** 結果が語として表記されることから、倫理的配慮として本研究で記載された内容から個人・地域が特定されることのないように、被疑者や懲戒対象者などの個人名、都道府県や市町村その他の地域名は分析から除外した。

また、分析結果の理解を容易にするため、研究目的と合致していない語・文節・文（例、警察・検察・裁判関連語、報道関連語、監督責任による学校管理職教員の処分、教育委員会関係者によるコメント、わいせつ行為をした教職員の反省の弁、ケースと関係ない解説）も同様に分析から除外した。ただし違反容疑の法律・条例（例、「強制わいせつ」「建造物侵入」など）および「わいせつ行為」「ひわいな行為」は研究目的に沿うものとして分析対象として残した。

さらに、結果の理解を容易にするため、一部の複合語を指定して抽出した（例、「女性」＋「教諭」→「女性教諭」, 「男子」＋「高校生」→「男子高校生」など）。

(4) **教職員／児童生徒の性別コード** 本研究の目的に従って、男性教職員が男子児童・生徒など 18 歳未満の男子にわいせつ行為を行ったケースをはじめ、行為者としての教職員および性的対象となった 18 歳未満男女の性別を組み合わせるコーディングした（例、【男性→男子】【女性→男子】など）。

(5) **教職員の年齢・行為の時季** 収集されたケースに対して記事の内容からわいせつ行為時の教職員の年齢・時季を抽出してコード化を行った。

年齢は、4つのコホート（20代、30代、40代、50代以上）に分類してコード化した。1つのケースが複数の教職員によって行われ、コホートをまたぐような場合、複数のコホート分類を適用することとしたが、本研究が収集した記事では確認されなかった。

時季は、四半期（4～6月、7～9月、10～12月、明け1～3月）に分類してコード化した。ただし、一方的性的接触などのケースで単発的ではなく複数回あるいは連続的にわいせつ行為が行われたケースがあり、期間をまたぐものも見られた。そこで1人に対して継続的にわいせつ行為をしていた場合は初回時を（例、『4月から翌年1月にわたって』→「4

Table 1  
態様分類の基準

態様	コード	例
児童買春	【買春】	金銭の受け渡しが明白な交際関係 ※未遂（募集のみ）も含む
性的交際	【交際】	児童福祉法、青少年健全育成条例、デートやSNSで私的交流するなど相互的な関係、みだらな行為、出会い系、交流サイト、ホテル、自宅、好意、恋愛感情、ピックアップ（いわゆるナンパ）、一定期間の交際
一方的性的接触	【接触】	強制わいせつ、強姦、強制性交（未遂含む）、痴漢、同意なし、無理やり、部活動の「指導」「マッサージ」と称した接触、嫌悪感、交際状況が不明、体液をかける
性的撮影	【撮影】	盗撮以外の撮影行為 自画撮りした画像や動画を送信させる。
性的盗撮	【盗撮】	未遂（建造物侵入）含む、相互性なし、撮影を伴わないのぞき
性的露出	【露出】	公然わいせつ、動画・画像を見せる
児童ポルノ所持	【所持】	ファイル共有、公開、送信、購入、販売

～6月)], 複数に対してわいせつ行為をした場合は複数の半期・四半期コードを与えた。

また, 加害教職員の年齢・行為の時期が明記されていない場合, コードは与えなかった。

(6)わいせつ行為の態様分類 先行研究で得られたわいせつ行為の諸態様(Table 1 参照)に従って分類コードを与えた。複数の分類が当てはまるケースは複数のコードを与え, 情報不足によって分類のための詳細が不明だったケースはコードを与えなかった。

(7)分析ツール テキストマイニングおよび統計解析用のアプリケーションとして KH Coder (ver. 2.00f および ver.3.Alpha.8; 樋口, 2004), JASP (ver. 0.16.0; JASP Team, 2021) を用いた。

## 結果

**ケースの概要** Table 2 にわいせつ行為をした教職員と性的対象となった 18 歳未満の性別ごとのケース数および比率を示した。男性教職員の 18 歳未満の男子を対象としたわいせつ行為は 1311 ケース中 110 ケース (8.39%, 95%CI: 7.01%~10.03%) であった。

**行為者と対象者の性別ケース数** Table 3 に態様ごとのわいせつ行為者と対象者の性別ケース数を示した。男性教職員が男子をターゲットとしたわいせつ行為で最も多い態様は一方的性的接触であり, 全 110 ケース中 54 ケース (49.09%, 95%CI: 39.95~58.30%) が該当した。

Table 2  
わいせつ行為者と対象者の性別ケース概要

	ケース数	比率	95%CI	
			下限	上限
男性教職員→男子	110	8.39%	7.01%	10.03%
男性教職員→女子	1178	89.86%	88.09%	91.37%
女性教職員→男子	23	1.75%	1.16%	2.64%
女性教職員→女子	0	0.00%	0.00%	0.36%
計	1311	100.00%		

\*95%CI は Agresti & Coull (1998) に従って算出した。

Table 3  
態様ごとのわいせつ行為者と対象者の性別ケース数

	男性→男子	男性→女子	女性→男子
児童買春	10	112	0
性的交際	19	409	19
一方的性的接触	54	341	2
性的撮影	22	120	0
性的盗撮	15	213	1
性的露出	1	19	2
児童ポルノ所持	1	21	0
計	110	1178	23

\*複数の態様にコード化されたケースもあるため, 態様の合計は計に一致しない。

**対象者の性差の検討** 男性教職員から男子／女子に対するわいせつ行為の様相を比較することを目的に、(男子／女子) × (該当カテゴリ／それ以外)、としたクロス表検定を行った (Table 4 参照)。また、態様別に校種・年代・時季の性差を検討した (Table 5 参照)。この分析では、対立仮説／帰無仮説「男女間の差がある／ない」の指標としてベイズファクター  $BF_{10}$  を自然対数変換した  $\log_e(BF_{10})$  を用いた。 $BF_{01}$  は  $BF_{10}$  の逆数であり、対数化することによって、 $BF_{10}$  と  $BF_{01}$  の双方を使う場合 (後藤, 2021) に比べて指標が 1 つで済む利点がある。そして Goss-Sampson (2020) にしたがって  $\log_e(BF_{10}) > \pm 1.1$  を基準として仮説採択を判断した。

(1) **校種** 小学校で男子をターゲットとする比率が高いこと ( $\log_e(BF_{10})=3.24$ )、高等学校では女子をターゲットとする比率が高いこと ( $\log_e(BF_{10})=1.42$ )、中学校および特別支援学校の性差がないこと (それぞれ、 $\log_e(BF_{10})=-2.14, -2.84$ ) が示唆された。また態様別の検討では、一方的性的接触において高等学校で女子をターゲットにする比率が高いこと

Table 4  
男性／女性教職員から男子／女子に対するわいせつ行為の比較

(1)校種	男性教職員から男子／女子		男性／女性教職員から男子	
	$\log_e(BF_{10})$	採択仮説	$\log_e(BF_{10})$	採択仮説
小学校	3.24	男子>女子	7.35	男性>女性
中学校	-2.14	男子=女子	0.51	
高等学校	1.42	男子<女子	0.61	
特別支援学校	-2.84	男子=女子	-2.42	男性=女性
(2)年代				
20代	-2.11	男子=女子	-1.27	男性=女性
30代	-0.23		-1.27	男性=女性
40代	-2.23	男子=女子	-1.53	男性=女性
50代～	-1.13	男子=女子	-1.51	男性=女性
(3)時季				
4～6月	-1.68	男子=女子	-0.88	
7～9月	-0.12		-0.93	
10～12月	-2.26	男子=女子	-1.36	男性=女性
1～3月	-0.33		-1.63	男性=女性
(4)態様				
児童買春	-2.62	男子=女子	-1.02	
性的交際	5.30	男子<女子	16.60	男性<女性
一方的性的接触	6.83	男子>女子	5.69	男性>女性
性的撮影	1.83	男子>女子	1.60	男性>女性
性的盗撮	-1.73	男子=女子	-1.10	
性的露出	-3.46	男子=女子	-0.37	
児童ポルノ所持	-3.38	男子=女子	-2.80	男性=女性

\*男子:男性教職員から男子, 女子:男性教職員から女子, 男性:男性教職員から男子, 女性:女性教職員から男子

( $\log_e(BF_{10})=1.14$ ), 性的盗撮において小学校で男子をターゲットとする比率が高いこと ( $\log_e(BF_{10})=1.14$ ) が見いだされた。

(2)年代 20代, 40代, 50代以上で性差がないことが示唆された(それぞれ,  $\log_e(BF_{10})=-2.11, -2.23, -1.13$ )。態様別の検討では, 一方的性的接触において, 30代で男子をターゲットにする比率が高いこと ( $\log_e(BF_{10})=2.36$ ), 50代以上で女子をターゲットにする比率が高いこと ( $\log_e(BF_{10})=1.50$ ) が見いだされた。

(3)時季 4~6月および10~12月で性差がないこと(それぞれ,  $\log_e(BF_{10})=-1.68, -2.26$ ) が示唆された。態様別の検討では, 性的盗撮において1~3月に女子をターゲットにする比率が高いこと ( $\log_e(BF_{10})=2.36$ ) が見いだされた。

(4)態様 一方的性的接触と性的撮影では男子をターゲットとする比率が高いこと(それぞれ,  $\log_e(BF_{10})=6.83, 1.83$ ), 性的交際は女子をターゲットとする比率が高い(男子をターゲットとする比率が低い)こと ( $\log_e(BF_{10})=5.30$ ) が見いだされた。また, 児童買春, 性的盗撮, 性的露出, 児童ポルノ所持の性差がないこと(それぞれ,  $\log_e(BF_{10})=-2.62, -1.73, -3.46, -3.38$ ) が示唆された。

**行為者の性差の検討** また, 男性/女性教職員から男子に対するわいせつ行為の様相を比較することを目的に, (男性/女性) × (該当カテゴリ/それ以外), としたクロス表を作成して検定を行った (Table 4 参照)。

(1)校種 男性教職員の比率が小学校で高いこと ( $\log_e(BF_{10})=7.35$ ), 特別支援学校の性差がないこと ( $\log_e(BF_{10})=-2.42$ ) が示唆された。

(2)年代 すべての年代で教職員の性差がないこと(20代:  $\log_e(BF_{10})=-1.27$ , 30代:  $-1.27$ , 40代:  $-1.53$ , 50代~:  $-1.51$ ) が示唆された。

Table 5  
男性教職員のわいせつ行為のターゲットの男女比 (態様別)

(1)校種	児童買春	性的交際	一方的		
			性的接触	性的撮影	性的盗撮
小学校	-0.61	-1.34	-0.78	-0.62	<sup>M</sup> 1.14
中学校	0.15	-1.16	-1.03	-1.06	-1.18
高等学校	-1.04	-1.05	<sup>F</sup> 1.14	0.11	0.01
特別支援学校	-1.34	-2.00	-2.61	-1.76	-2.57
(2)年代					
20代	-0.19	-1.02	-0.84	-1.06	1.06
30代	-0.13	-0.96	<sup>M</sup> 2.36	-0.88	-0.60
40代	-0.66	-1.33	-1.11	-1.49	-0.44
50代~	-1.02	-1.85	<sup>F</sup> 1.50	-1.83	-1.43
(3)時季					
4~6月	-0.86	-0.98	-0.71	-1.08	-0.33
7~9月	-0.81	-1.37	-1.49	0.48	0.14
10~12月	-1.00	-1.07	-1.92	-1.12	-1.25
1~3月	-0.11	-1.44	0.93	<sup>F</sup> 3.19	-1.50

\*M: 男子>女子, F: 男子<女子

(3) 時季 10～12月, 1～3月で性差がないこと (それぞれ,  $\log_e(BF_{10})=-1.36, -1.63$ ) が示唆された。

(4) 態様 一方的性的接触と性的撮影では男子教職員の比率が高く (それぞれ,  $\log_e(BF_{10})=5.69, 1.60$ ), 性的交際では女性教職員の比率が高い (男子をターゲットとする比率が低い) こと ( $\log_e(BF_{10})=16.60$ ) が見いだされた。また, 児童ポルノ所持の性差がないこと ( $\log_e(BF_{10})=-2.80$ ) が示唆された。

なお, クロス表の該当ケース数が十分であった一方的性的接触について, 態様ごとに校種・年代・時季による性差の検討を行ったが差は見られなかった ( $\log_e(BF_{10})=-0.16\sim-1.63$ )。

**共起ネットワークによる性差の検討** Figure 1にわいせつ行為者と対象者の性別コードに関連した語の共起ネットワーク (基準: 出現回数10以上, Jaccard係数.15以上) を示した。男性教職員から男子を対象としたわいせつ行為に特異的な語として, 『男子』『男の子』『男児』『少年』『男子児童』『男子中学生』『高校生』といった対象者に関する語, 『トイレ』『服』『下半身』『下半身』『裸』『送らせ』『保存』といった一方的性的接触, 性的盗撮や性的撮影 (自画撮り) に関連する語が抽出された。さらに基準を Jaccard 係数.10以上にして共起ネットワークを行ったが, 特異的な語は先の分析に加えて『個室』『ズボン』『股間』『就寝』『着替え』『送信』などが抽出され, 同様のカテゴリの関連語が認められた。

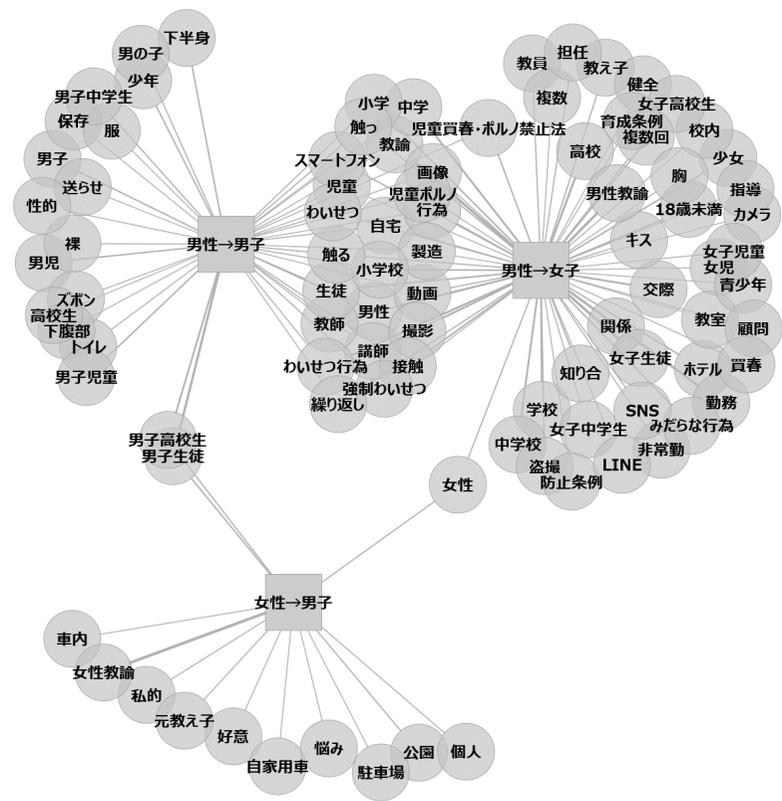


Figure 1  
わいせつ行為者と対象者の性別ごとの共起ネットワーク

**わいせつ行為の主要5態様の共起ネットワーク** 各態様に共通するストーリーを描き出すために、わいせつ行為の主要5態様（後藤，2017）に関連する語の共起ネットワーク分析を行った。分析にあたっては、語の選択基準を出現回数5以上（性的盗撮と児童買春のみ3以上）、ノードの選択基準を Jaccard 係数.25 以上とした。分析で得られた共起ネットワーク（最小スパニングツリー）を Figure 2～5 に示した。また、共通ストーリーの抽出には、これらの分析結果に加えてオリジナルのニュース記事も参考とした。なお、性的露出と児童ポルノ所持に関してはケース数がそれぞれ1であり、個人が特定されるおそれがあるために共起ネットワーク分析および共通ストーリー抽出は行わなかった。

Table 6 に態様ごとの共通ストーリーを示した。一方的性的接触では、強制わいせつにつながる各種ストーリーが見いだされた。とくに男子小学生を対象とした場合には、行為に関する画像保存が行われていることが示唆された。性的撮影では、児童買春・ポルノ禁止法（児童ポルノ製造）につながるストーリーが見いだされた。性的交際では、自校の教え子との交際については児童福祉法、SNS 経由でピックアップした男子との交際では青少年健全育成条例につながるストーリーが見いだされた。性的盗撮では、児童買春・ポルノ禁止法（児童ポルノ製造）、迷惑防止条例につながるストーリー、児童買春では児童買春・ポルノ禁止法（買春）につながるストーリーが見いだされた。

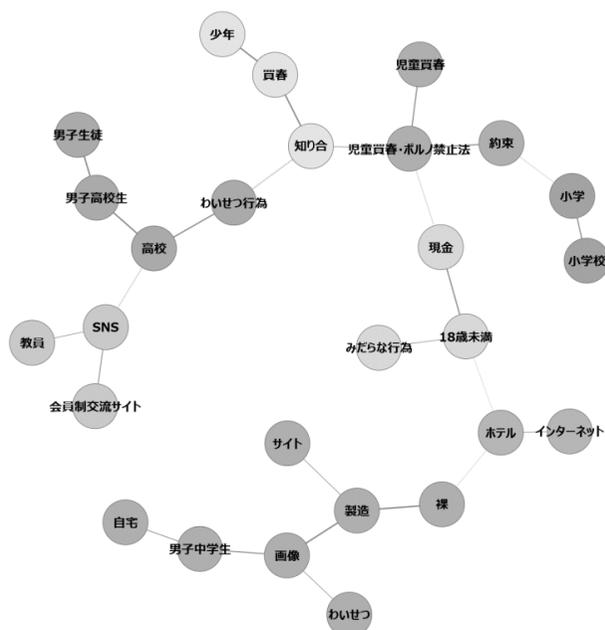


Figure 2  
児童買春と関連する語の共起ネットワーク

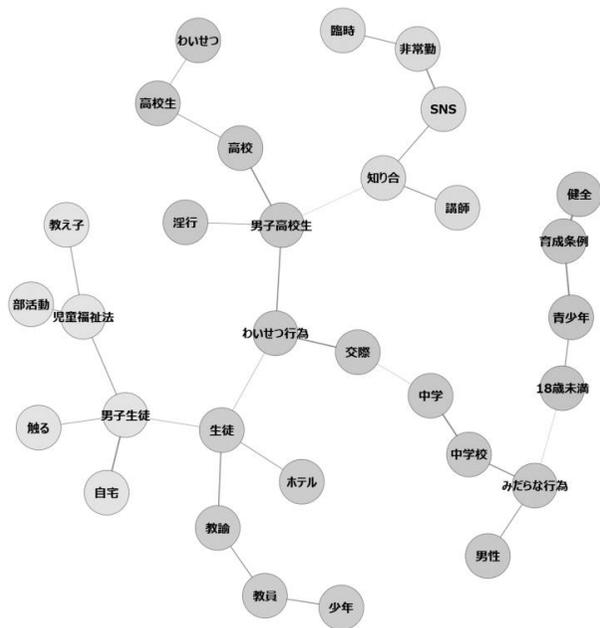


Figure 3  
性的交際と関連する語の共起ネットワーク

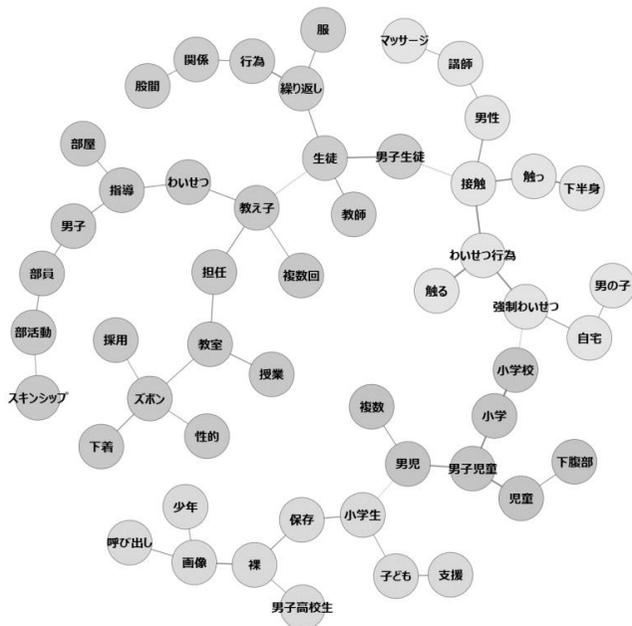


Figure 4  
一方的性的接触と関連する語の共起ネットワーク

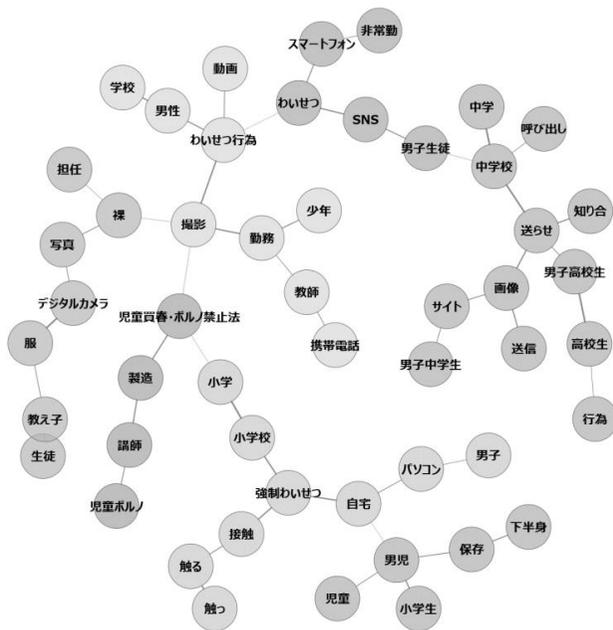


Figure 5  
性的撮影と関連する語の共起ネットワーク

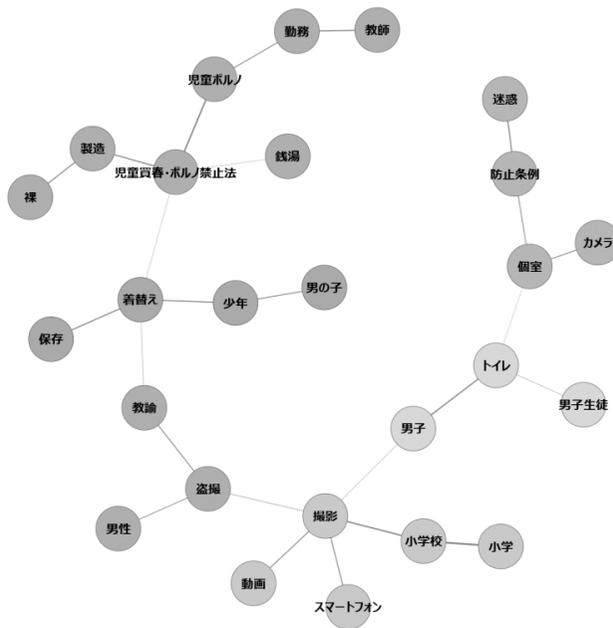


Figure 6  
性的盗撮と関連する語の共起ネットワーク

Table 6

男性教職員が男子を対象としたわいせつ行為の態様ごとの共通ストーリー

態様	共通ストーリー
児童買春	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会員制交流サイト (SNS) などインターネット経由で知り合った男子高校生 (中学生) と、現金を渡す約束をしてホテル (自宅) でわいせつ行為 (みだらな行為) など買春行為をし、画像を撮影。</li> </ul> <p style="text-align: right;">→ 児童買春・ポルノ禁止法 (買春)</p>
性的交際	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教え子の男子高校生と SNS で連絡をとって自宅でわいせつ行為 (みだらな行為)</li> <li>・ SNS 経由で知り合った男子生徒とホテルや自宅でわいせつ行為 (みだらな行為)</li> </ul> <p style="text-align: right;">→ 児童福祉法, 青少年健全育成条例</p>
一方的性的接触	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校で複数の男子児童を呼び出して下半身 (下腹部, 股間) を触るとともに、撮影した画像を保存する。</li> <li>・ 担任する教え子に対して、複数回、教室で下半身を触る。</li> <li>・ 部活動文脈で、複数の男子部員に対して「マッサージ」「スキンシップ」「指導」と称して、部屋で下半身を触る。</li> </ul> <p style="text-align: right;">→ 強制わいせつ</p>
性的撮影	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男子小学生 (児童, 男児) に対して一方的性的接触をしている様子を撮影し、その動画をパソコンに保存する。</li> <li>・ 担任が教え子の生徒の裸をデジタルカメラで撮影する。</li> <li>・ SNS 経由で知り合った男子中学生 (高校生) にスマートフォンで撮影したわいせつな画像を送信させる。</li> </ul> <p style="text-align: right;">→ 児童買春・ポルノ禁止法 (児童ポルノ製造)</p>
性的盗撮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勤務する小学校の男子用個室トイレをスマートフォン (カメラ) で盗撮</li> <li>・ 銭湯の脱衣所で着替えをしている男の子 (少年) をスマートフォンで盗撮</li> </ul> <p style="text-align: right;">→ 児童買春・ポルノ禁止法 (児童ポルノ製造), 迷惑防止条例</p>

## 考察

本研究では、男性教職員が男子児童・生徒などの 18 歳未満の男子をターゲットとしたわいせつ行為の態様を把握することを目的に、ニュース記事のテキストマイニングを通してその様相を検討した。

分析の結果、男性教職員が 18 歳未満男子に対して行ったわいせつ行為は収集したデータの 8.39% (11.9 人に 1 人) にのぼることが明らかにされた。女性教職員によるわいせつ行為の 1.75% (57.0 人に 1 人) と比較するとかなりの高率であり、男性教職員のわいせつ行為全体と比しても 8.54% (11.7 人に 1 人) と一定の比率を占めている。文部科学省の報告では被害者の性別は報告されていないが、文部科学省(2020)による令和元年度にわいせつ行為によって懲戒処分を受けた教育職員の男女の性別比率が 98.3% : 1.7%であることを考えると、本研究の知見は実態に近いものと考えられる。

**態様ごとの検討** 男性教職員が 18 歳未満男子に対して行ったわいせつ行為を態様ごとに検討した結果、一方的性的接触が全体の半数近く (49.09%) を占めていることが見いだされた。行為者・対象者の性差の検討でも、一方的性的接触では男性教職員が男子をターゲットにした比率が他の行為者・対象者パターンに比べて高いことが認められている。

さらに男性教職員が行った一方的性的接触のターゲットのうち男子が含まれる比率は 13.67% (女性教職員を含むと 14.10%) であった。『令和 2 年版 犯罪白書』(法務省法務総合研究所, 2020) を基にして、一方的性的接触に対応する刑法犯である強制性交、強制わいせつの 20 歳未満男女の被害のうち男子が占める比率を算出するとそれぞれ 6.81%, 5.09% である。これと比べると、教職員の行う一方的性的接触で男子がターゲットとされる比率はかなりの高率であると言える。

また、相互的なコミュニケーションの中でわいせつ行為を行う女性教職員の場合 (後藤, 2021) とは対照的である。進化心理学的観点では、ヒトの配偶戦略 (mating strategy) には性差があり女性と比べて男性は短期的配偶戦略を行いやすいとされている (Buss & Schmitt, 1993; Clark & Hatfield, 1989)。また、ゲイ男性はコミットメントを求める女性の要求に対応する必要がないために異性愛男性よりも短期的配偶戦略を行いやすいとされている。その一方で女性は短期的配偶戦略を好まず、レズビアン女性であっても特定のパートナーと排他的関係を結ぼうとする (坂口, 2009)。このことから、わいせつ行為を行う男性教職員は性的対象の男女を問わず、一方的性的接触、ピックアップ的性的交際、児童買春といった短期的配偶戦略をとりがちであり、対象が男子の場合にさらに短期的な傾向が強まるといえるかもしれない。

在職校種別の検討では、小学校の男性教職員が男子をターゲットとする率が他のパターンと比べて高く、高等学校で低かった。小学校の男性教職員の主な男子ターゲットは男子小学生であり、男子高校生とは異なり身体的な反撃のおそれや高度に言語的なレベルの欺瞞的なコミュニケーションスキルの要求を考慮せずに支配下に置きやすいものと思われる。また、教職員の年代別の検討では全般的には顕著な違いは見られなかったが、一方的性的接触において 30 代の男性教職員が男子をターゲットとする率が高く、50 代以上で低かった。時期別の検討では、性的撮影において 1~3 月に男子をターゲットとする率が低かった。年代や時季に関しては複合的な要因が関与している可能性もあり、さらなる分析が必要である。

**共通ストーリー** 本研究で認められた共通ストーリーを、わいせつ行為全体 (主に女子に対する) から抽出した後藤(2017)、女性教職員によるわいせつ行為から検討した後藤(2021)の結果と比較しながら検討する。

男性教職員が男子を対象としたわいせつ行為で最も多くみられた一方的性的接触では、後藤(2017)でも確認された「男子の下半身を触る」ストーリーが再度抽出されたが、小学校、教え子、部活動と複数の文脈が認められた。これらは性的な部位は異なるものの女子を対象としたものと同様のストーリーである。また、複数回、複数名と行われることも特徴である。これは先の考察と同様、男性から男子に行われる性的行動の場合、短期的配偶方略のより強い傾向をベースとして行われるのかもしれない。加えて部活動の合宿や遠征など修学旅行など宿泊を伴う状況での一方的性的接触が認められていた。見回りなど夜間に教員が活動する際は 2 人以上で行うなど、相互監視が可能な体制で行う必要があることが示唆される。

性的交際では、後藤(2017, 2021)では校内の教職員-生徒関係からの SNS を用いた相互的なコミュニケーションをきっかけとしたストーリーが認められたが、本研究でも同様なタイプが確認された。加えて、SNS でピックアップした男子中学生・高校生との金銭を介さないみだらな行為が認められた。ただし、男性教職員が女子を対象とした性的交際でも

SNS や出会い系アプリ経由でピックアップしたストーリーは認められている。また、金銭のやり取りを伴うピックアップともいえる児童買春は女子に対するものと同様のストーリーであった。

性的盗撮に関しては、女子に対するもので見られるスカート内盗撮はないが、トイレや更衣室の盗撮は同様のものだった。加えて、銭湯などの公共入浴施設の脱衣所での盗撮ストーリーが認められた。これについては、トイレ、更衣室、脱衣所への入室に際して男性であることは問題とならず、盗撮を行う場所に容易に侵入可能であることも考えられる。態様・校種別の検討で小学校において性的盗撮の率が高いことが見いだされたが、文脈的にさらに容易になるのではないかと思われる。そしてこれらの場所は、男子が小用・更衣・脱衣している光景に容易に曝露されるために、男子・男児への性的指向を持っている場合、性的欲求が刺激されやすいと言えるかもしれない。性的盗撮もまた視覚的刺激を重視するという観点では対象の男女を問わない短期的配偶戦略に基づいた行動と言えるだろう。

性的撮影に関しては、後藤(2017)でも確認された自撮り (nude selfie) の送信に関するストーリーが認められた。加えて、担任と教え子が相互的なやりとりの下で行われる撮影や、また、一方的性的接触とともに撮影するストーリー(とくに小学生)も認められた。その背景には撮影者自身の性的関心、性的指向、短期的配偶戦略をとりやすい傾向もあるかもしれないが、そういった個人内特性に関係なく児童ポルノ販売・転売といったビジネスとして取り組む例も報道されており (NHK, 2021c)、安易な心理的解釈は避けるべきかもしれない。

**本研究のまとめ** 本研究では短期的配偶戦略という進化心理学的な概念を用いてわいせつ行為の解釈を行った。戸田(1992)は、感情・情動に基づいた意思決定を論じたアージュ理論の中で、感情は野生環境に適合した適応行動選択システムとしての野生合理性を持つものの、文明環境の中では非適合的となることを論じている。ここで性的対象に対して性的欲求を感じる体験をひとつの感情としてとらえると、精通・初潮によって可能になる思春期の性的機能と、公教育制度や児童保護制度によって 18 歳未満の男女を性的対象として扱うことを禁じる現代社会とのズレが、教職員のわいせつ行為という現象を一部生み出していると考えられる。一方で教職員の生まれ育った環境は現代社会という文明環境であることは言うまでもなく、文明環境下で培ってきた感情・欲求をコントロールする規範意識がどのような状況下で希薄となるのかを検討する必要があるだろう。

**今後の提言** 児童生徒性暴力防止法では、発生防止に関する啓発のために教職員や教職志望学生に対する研修・啓発を行うことを義務づけている (第十三条)。本稿をはじめとする筆者の一連の研究の知見が教職員研修などの基礎データとして有効に用いられることを期待したい。

また、教職員という限られた範囲ではあるが、成人男性の 18 歳未満の男子に対する事実上性犯罪と言えるわいせつ行為の実態とその多様性が明らかになった。本研究を基礎データとして男性の性被害に対する研究や理解が進み、被害者対応および犯罪予防につながることも期待したい。

## 参考文献

- Agresti, A., & Coull, B. (1998). Approximate is better than 'exact' for interval estimation of binomial proportions. *The American Statistician*, 52, 119-126.
- Buss, D. M., & Schmitt, D.P. (1993). Sexual strategies theory: an evolutionary perspective on human mating. *Psychological Review*, 100, 204-232.

- Canter, D., & Heritage, R. (1990). A multivariate model of sexual offence behaviour: Developments in 'offender profiling'. I. *The Journal of Forensic Psychiatry*, 1, 185-212.
- Clark, R.D., & Hatfield, E. (1989). Gender differences in receptivity to sexual offers. *Journal of Psychology & Human Sexuality*, 2, 39-55.
- Goss-Sampson, M.A. (2020). Bayesian inference in JASP: a guide for students. Retrieved from [http://static.jasp-stats.org/Manuals/Bayesian\\_Guide\\_v0\\_12\\_2\\_1.pdf](http://static.jasp-stats.org/Manuals/Bayesian_Guide_v0_12_2_1.pdf) (2021.12.7)
- 後藤 和史 (2017). 教職員のわいせつ行為のニュース記事のテキストマイニングによる分析 瀬木学園紀要, 11, 102-112.
- 後藤 和史 (2018). 教職員のわいせつ行為のニュース記事のテキストマイニングによる分析(2) 年代コホートと時季との関連— 瀬木学園紀要, 12, 3-13.
- 後藤 和史 (2021). 教職員のわいせつ行為のニュース記事のテキストマイニングによる分析(4) 一女性教職員のケース— 北陸大学紀要, 51, 101-110.
- 岩崎 直子 (2001). 男性が受ける性的被害をめぐる諸問題 こころの健康, 16, 67-75.
- 樋口 耕一 (2004). テキスト型データの計量的分析 —2つのアプローチの峻別と統合— 理論と方法, 19, 101-115.
- 平 伸二 (2010). 男性の被害 田口 真二・平 伸二・池田 稔・桐生 正幸(編著) 性犯罪の行動科学—発生と再発の防止に向けた学際的アプローチ— (pp.127-128) 北大路書房
- 法務省法務総合研究所 (2020). 令和2年版 犯罪白書 Retrieved from <https://www.moj.go.jp/content/001338452.pdf> (2021.12.7)
- JASP Team (2021). JASP (Version 0.16.0) [Computer software]. Retrieved from <https://jasp-stats.org/> (2021.12.7)
- 文部科学省 (2020). わいせつ行為等に係る懲戒処分等の状況 (教育職員) (令和元年度公立学校教職員の人事行政状況調査について) Retrieved from [https://www.mext.go.jp/content/20201222-mxt\\_syoto01-000011607\\_20.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20201222-mxt_syoto01-000011607_20.pdf) (2021.6.21)
- NHK (2021a). あなたはひとりじゃない ～性被害に遭った男性たちへ～ (クローズアップ現代+) Retrieved from <https://www.nhk.or.jp/gendai/articles/4562/> (2021.12.7)
- NHK (2021b). 男性の性被害 292人実態調査アンケート結果【vol.131】 Retrieved from <https://www.nhk.or.jp/gendai/comment/0026/topic013.html> (2021.12.7)
- NHK (2021c). 児童ポルノ巨大ビジネスの闇～裸の“自撮り動画”拡散の裏側～ (WEB特集) Retrieved from <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211122/k10013357281000.html> (2021.12.10)
- 大淵 憲一・石毛 博・山入端 津由・井上和子 (1985). レイプ神話と性犯罪 犯罪心理学研究, 23, 1-12.
- 坂口 菊恵 (2009). ナンパを科学する—ヒトのふたつの性戦略 東京書籍
- 戸田 正直 (1992). 感情一人を動かしている適応プログラム 東京大学出版会
- 湯川 進太郎・泊 真児 (1999). 性的情報接触と性犯罪行為可能性：性犯罪神話を媒介として 犯罪心理学研究, 37, 15-28.